

## 裁判員経験者意見交換会議事録（平成31年2月14日開催）

**司会者**：本日はお忙しい中、裁判員経験者意見交換会に御参加いただきましてありがとうございます。

私は、本日の意見交換会の司会を務めさせていただきます三村と申します。大阪地方裁判所堺支部で、平成29年1月から裁判員裁判に携わっております。よろしくお願いいたします。

本日は、5名の裁判員経験者にお集まりいただきました。また、検察庁と弁護士会からも一人ずつ参加していただいております。

**白井裁判官**：私は、大阪地方裁判所堺支部刑事部裁判官の白井と申します。平成29年7月から当支部で勤務しており、10件弱の裁判員裁判に関与しました。

本日は批判も含めた忌憚のない御意見を伺い、それらを踏まえて、今後の裁判員裁判をより良いものにできるようにしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**田村検察官**：大阪地方検察庁堺支部検事の田村と申します。

昨年の4月から堺支部において、公判事件を担当させていただいております。検察庁の中でも、裁判員裁判をもう少し分かりやすいものにできないかについて話し合っているところですので、本日の皆さんの御意見を伺い、それを今後の裁判員裁判の参考にしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**鈴木弁護士**：大阪弁護士会弁護士の鈴木と申します。

私は、刑事事件を多く担当しており、裁判員裁判事件もかなりの数を担当しております。裁判員裁判の施行前から刑事事件を担当していますが、裁判員制度が始まって、刑事裁判がどのように変わったのかについても、お話しできればと思っております。よろしくお願いいたします。

**司会者**：まずは裁判員経験者に、いつ頃、どのような事件を担当されたのかを

紹介していただくとともに、裁判員を経験されて印象に残っていることを教えてください。

**裁判員経験者 1**：去年の3月に、住居侵入、逮捕・監禁致傷、強姦致傷事件を担当しました。責任能力の有無についての判断を結構悩んだという印象が非常に残っております。

どうしても被害者の立場に立ってしまいますが、証拠を基に中立な立場で判断するのが、非常に苦労したということは今でも覚えております。

**裁判員経験者 2**：私は、昨年1月に起こった事件を担当しました。7月頃に裁判がありました。事案は当時19歳の被告人が起こした傷害致死事件ですが、未成年者の傷害致死事件をどのように判断するのかという点が印象に残っております。

**裁判員経験者 3**：私は、昨年5月、傷害致死事件に裁判員として参加しました。最初、死亡した被害者側の気持ちを強く感じました。その後、他の裁判員や裁判官の意見を聞きながら、自分の考えをまとめていき、最終的な結論を出すことができた、自分にとって良い経験をしたと思っております。

**裁判員経験者 4**：裁判員経験者3と同じ事件を担当しました。弁護人の主張によると、被告人は普段は酒を飲まない人だったが、何かのきっかけで解雇と言われて、酒を飲むようになり、抑えが利かなくなったというものでした。私は、その主張について、ある程度理解はできたのですが、やはり相手が亡くなっていることもあって、その考慮も必要ではないかと思いました。

**裁判員経験者 5**：私は、昨年2月に裁判員裁判事件を担当し、4月の判決で裁判員としての仕事が終わりました。現住建造物等放火事件だったのですが、被告人が精神疾患という障害を持っており、その関係で責任能力の有無の判断について話し合いました。

**司会者**：最初のテーマ、裁判員裁判により参加しやすくなるための方策に関連してですが、まずは、裁判員等に選ばれた際の事情についてお伺いします。

裁判員制度は、平成21年5月にスタートし、今年5月で10周年を迎え

ます。これまでのアンケートを見ますと、裁判員に選ばれる前は余りやりたくなかった、あるいはやりたくなかったというように考えていたが、実際裁判員として参加された後は、良い経験だったというように答える方がかなり多くおられます。具体的には、平成21年以降ずっと9割を超える方から、良い経験だったという感想をいただいております。

他方で、裁判員候補者の辞退率は上がっているという結果が出ております。また、出席率は下がってきているという指摘もされています。

そこで、まず裁判に参加するに当たり、仕事や家庭など、何か支障があったかどうか、支障があったとすれば、どのような支障があったのかを話していただきます。それを踏まえて、今後の裁判員裁判にとって、より参加しやすくするためにはどうしたら良いかということを考えていきます。

本日参加していただいている裁判員経験者の担当した各事件については、裁判員に選ばれた日の翌日以降、法廷の審理が始まり、審理、評議、判決の全てが終わるまで4日あるいは5日というスケジュールであったと認識しています。例えば、そういう日程面での感想、あるいは、審理や評議の時間の取り方、休憩の取り方などを含めて、何か支障があったかどうかなどを話していただきます。

**裁判員経験者 1**：私の担当した事件は3月の中旬に行われましたが、私の仕事では、年度末ですと3月15日が締めになります。ちょうどその締めの時期と事件の日程が重なり、事件の日程は4日程度だったのですが、仕事の都合でなかなか折り合いがつきませんでした。しかし、結局、会社の方に理解してもらいまして、参加することができました。タイミングというものがありますので、事前に、早目に分かる範囲で教えてほしかったと思います。今回、結論として、私は特に問題はありませんでしたが。

**司会者**：特に年度末の時期ということになると、なかなか仕事の調整が難しかったということですが、裁判所から通知が来たことを上司などに相談されたのでしょうか。

**裁判員経験者 1**：その点、私もどこまで公表していいか、正直最初は悩みました。上司の他にも、一緒に働いているその他の人にも言うべきか、最初は自分では判断が付きませんでした。実際、上司だけにしか言えなくて、周囲の人に対しては、一応諸事情で休むとしか言わなかったのも、なぜこんなに休んでいるのですかと言われてきました。周りからは少し冷たい視線があったのですが、裁判所から呼ばれているというのを言えなかったというのが実情です。

**裁判員経験者 2**：裁判の日程は4日ほどだったので、特に詰まっていなかったのですが、初日が結構時間が長かったと思います。やはり初めてだったので、疲れたという印象があり、1日がすごく長く感じました。

他には、審理が延びる可能性があるということを聞いていたので、会社の上司に対し、それを説明したとき、やはり少し難色を示されました。実際、もし延びたら、ちょっと困るなという感じで言われたのです。日程のとおり進んだので良かったのですが、もし延びていたら、その説明をどうしようかなと思っていました。

**司会者**：裁判員経験者2の方が担当した事件は、選任手続の日が最初であり、日を改めて初日の審理があつて、その日の日程が結構詰まっていたという感じですか。

**裁判員経験者 2**：はい、そうです。

**司会者**：職場の方から、少し日程が延びると困るなという話はありませんでしたが、予定のとおりだと、肯定していただいたということでしょうか。

**裁判員経験者 2**：はい。会社としても、初めての話だったので、どのように対応していいのか、延びる可能性は本当にあるのか、本当に無理だったら、代わりの人をどうするのか、それらが不透明だったので、できればはっきりしてほしいと言われてきました。

**裁判員経験者 3**：11月に候補者名簿に載ったという通知が来て、裁判員候補者になったということを、会社に対しても、周りの人に対しても、少しアピールしながら話を進めさせてもらいました。その際、一つの部署の責任者であった

ので、休むことによっていろいろな決裁が全て止まってしまうという問題がありました。その問題も含めて、権限移譲の話を会社の方に直接話しました。

私の周囲の人に確認したのですが、裁判員候補者として選ばれた人はいましたが、実際、裁判員として裁判に関わった人は誰もいないということでした。会社としては初めての経験でしたので、総務課とも話を進めて、この裁判員裁判に参加することができました。

裁判所から来庁証明書が出るので、それをもって公的扱いという形で特別有給休暇を認めてもらいました。

本日も同じ形で、特別有給休暇を認めてもらっています。私は、町内会の役員もしていましたので、そことも調整して、了解を得た上で参加しています。

裁判に参加するのは私自身初めてでしたので、経験や知識がなく、本当に一からのスタートであり、一生懸命冊子を読みながら、理解をしたというのが実情です。

**司会者**：最初に裁判員候補者名簿に載りましたという通知が11月くらいに届いたと思いますが、その時点からもし本当に選ばれたらどうするかをシミュレーションしていただき、会社や周囲の人にお問い合わせするという段取りを行ったということですね。そうしたところ、実際に選ばれたということですね。

冊子を見て、勉強をしたという話がありましたが、これは裁判所から裁判員選任手続の案内をした際に、ナビゲーションというA4判くらいの冊子を配っているのですが、そのことを今裁判員経験者3の方に話してもらったのだと思います。その冊子は、少し分量は多いのですが、全部目を通せば、裁判とはどのように進むのか、どのように何を判断するのかが書かれています。裁判員経験者3の方の話は、その冊子を見て、理解を深めたという話だったかと思います。

**裁判員経験者4**：昨年5月頃、選任手続期日の通知が届いたのですが、ボランティアで福祉の方に少しだけ携わっている関係で、その関係者に通知のことを伝えたと、初めは一樣に関心を示したのですが、すぐに無関心になったという

感じでした。そのことから考えると、裁判員制度というものを理解してもらうのはやはり難しいものだと思います。ただ、難しいとしても、良い経験をさせてもらいました。

新聞や雑誌で、裁判員制度が10年を迎えるということを知りました。私は裁判員を経験して、様々な生活の面で、特に福祉の関係で、何か役に立ったのではないかと考えています。

**司会者：**今の裁判員経験者4の方の話は、やはり裁判というものに対しては心理的なハードルがあり、周囲の人に話しても、最初は興味を示してくれるが、その後は興味がなくなり、深く内容について知ろうとしなくなる、やはり裁判員裁判は身近なものとして捉えられていない、という話だったかと思います。

裁判員制度が開始され10年になりますが、まだまだ裁判員裁判についての理解が広まっていないという話もありましたが、実際裁判員として経験したことを周りの方にも話す機会があり、実際の生活にも役立っているという話だったかと思います。

最後にPRしようかと思っていましたが、ここで少し話をさせていただきます。

今、大阪地裁、あるいは大阪地裁堺支部で実施している裁判員制度の出張説明会やふれあい見学会のチラシを先ほど配らせてもらいました。

裁判員制度については、もっと深く知ってもらいたいという趣旨から、裁判官は、これまでも出張説明会やふれあい見学会を行ってきたのですが、少しPRが不足しているのではないかということで、今、このようなチラシを配布しているところです。つまり、裁判官が実際に皆さんの職場や学校に出掛けて行って、裁判員制度について御説明するという形での出張説明会や、反対に裁判所の方に来ていただいて、法廷などを見学してもらい、裁判員制度についての説明を受けるというふれあい見学会を行っており、それらをPRするチラシを作成し、配布しているところです。興味のある方、近所の方や身近な方に配っていただいたら有り難いという趣旨で、配布させてもらいました。

**裁判員経験者 5**：私は、職場には、1 か月ほど前から告知し、休みの調整をしていました。初めて裁判員になるということで、上司からは、やはり秘密にしないと、ということと言われ、周りの人に何も話さなかったもので、同僚の方には、退職して他へ勤めたのかなという顔をされました。少し困りました。

結果的には、良い経験だったと思うので、皆さんに気軽に参加してもらえたらというように思い、実際、周囲の人に話したのですが、周囲の人の意見としては、やはり評議などで個人の意見を話すというのは難しい、発言しにくい、というのが多かったですね。

**司会者**：裁判員経験者 1 の方から 5 の方まで順次話してもらいましたが、やはり仕事、職場のスケジュールについて前倒しでの準備、裁判員になった場合のシミュレーションについて、相談や調整が必要であるというような話があったかと思います。

また、裁判員制度開始から 10 年になりますが、実際の職場では、裁判員に選ばれるのは初めてのケースだというのがまだまだ多いのかなと思いました。その場合に、一体どういう形で職場としても対応したら良いのか、真剣に考えていただいているのだと思いました。

それでは、より参加しやすくするために何か参考になる話があるかどうかということなのですが、心理的なプレッシャーがあるということについては、一つ一つ経験を積み重ねていくこと、経験を周囲の人に話していただくこと、裁判所でも PR をどんどんしていくということが必要であると感じました。職場の方の調整という点については、スケジュールについてやはり延びなければいいという話がありました。これは、裁判所の立場からいうと、日程についていろいろ考えているところもあるのですが、その辺りを裁判官から話してもらえればと思います。

**白井裁判官**：日程につきましては、基本的には選任の日を設けて、別の日に審理の日を設けるということが多いかと思います。

ただ、午前中に選任手続をして、午後にさっそく審理に入り、なるべくコン

パクトにし、早目に審理、評議、判決までを終わらせるというような組み方もあります。しかし、それだと、裁判員の方の意見を伺うと、仕事の調整であるとか、選ばれるとは思ってなかったもので、いきなり選ばれ、審理に入ると、心理的な負担の面で、少し問題があるかなと考え、現在、選任の日と審理の日とを分けるということを実践しているところです。

実際の審理については、できるだけ1週間に3日か4日というような形で設けています。1週間に平日は5日ありますが、5日間全てを審理に充てると、やはり仕事への支障が大きいのではないかとということがあり、中日を設けるなどして審理日程を組むこともしています。

また、審理の中でも、初日にスケジュールをいっぱい詰め込んで、疲れたというような意見がありましたので、できるだけ1時間に1回くらいは休憩の時間を設けるというような形で、裁判員等に疲れが蓄積しないよう、審理日程を組んでいます。

**司会者：**補足をしますと、裁判員選任手続は審理とは別の日に設けて、次の日、あるいは翌日以降の午前中に、審理を始める、法廷に入って証拠調べを行うというような日程を組んでいます。それに対して、もう一つは、午前中に選任手続を行い、昼休みを挟んで、午後、法廷で審理をスタートさせるというやり方もあり、従前はこちらのやり方の方が少し多かったように思います。

それぞれ考え方がありますが、いきなり初日の午後から審理をスタートするというのは、最終的なトータルの日数が短く、その方が裁判員等に対する負担が少ないのではないかと、という観点からの意見になります。

他方は、本当に裁判員に選ばれるかどうか分からなくて来たのに、午前中に選ばれば、午後からすぐに法廷に入ることになり、なかなか心理的にも余裕がなく、また、職場も、選ばれたということを知らせて段取りを組む余裕がないのではないかと、という観点からの意見になり、そのような意見は実は多く出ています。それで、選任手続と審理とは、やはり別の日が良いということで、最近では選任手続を最初に行い、次の日以降に審理をスタートさせるという形を取



っていると思います。

両説は一長一短ありますが、先ほどの裁判員経験者 2 番の方の話ですと、最初の日は、午前スタートで、その日に一日中法廷に入るのは結構しんどく、慣れない中でしんどかったという意見でした。

あくまで一つのやり方ですが、初日はなるべくゆったりしている方が良かったかなという感想でした。

トータルで少なくするために月曜日から金曜日までというよりは、3 日ぐらいやって、トータルは少し延びてしまいますが、翌週にずれ込み、2 週にわたるといって、スケジュールを組んでいる件数が多いかなと思います。

裁判所は、検察官や弁護士と相談して、大体そのようなスケジュールを組んでいるところですが、この点について、何か意見などあるでしょうか。

**裁判員経験者 2**：難しい問題ですね。心の準備をするには、裁判を小分けにしてほしいですが、そうすると、日程が延びるじゃないですか。会社の人に言うには、なるべくコンパクトにしたい。しかし、コンパクトにしたら、やはり負担が大きくなるということで、ちょっと正解は難しいですね。

**裁判員経験者 3**：公判 1 日目、2 日目に様々な内容を頭に詰め込まなければならず、非常にしんどかったです。評議の中で出た様々な話を最後にまとめる際に、頭の中が混乱し、誰が何を言ったか、どんな時に何を見たかということ、意外と覚えていませんでした。公判 1 日目と 2 日目の内容をずっと頭の中に詰め込んでいかなければならないので、あれ以上日程を短くされると、うろたえてしまうと思います。もう半日ぐらい余分に取りたいという気がしました。

**司会者**：日程面についての話でしたが、裁判員経験者 2 の方と 3 の方のお話などを聞いていて、やはり審理の中身も大事なのかなと感じましたので、少し中身の話に入らせていただこうと思います。

検察官と弁護人の主張や立証が分かりやすかったか、あるいは裁判官の活動はどうだったかという話に入らせていただきます。

まず、最初に、検察官と弁護人の活動についてですが、検察官と弁護人は、最初に法廷で冒頭陳述という形で、それぞれの立場から、これから証拠によって、こういうことについて立証していくという、事件の見立てについて明らかにするという事になっております。

それから、実際の証拠調べの中では、検察官と弁護人が証拠の書類を読み上げる、あるいは写真を示すといった形で証拠調べを行いますし、あるいは証人尋問や被告人質問といった形で、それぞれのお話を聞き、最後に、論告弁論で検察官と弁護人がそれぞれの立場から、事件についての意見を述べるといった活動があったかと思えます。

こうした検察官と弁護人の活動内容が分かりやすいものであったかどうか、また、それを踏まえて、評議で何を判断したらいいのか、何を議論したらいいのかということが、分かりやすく明確になっていたかどうか、こういったことについてお伺いしていきたいと思えます。

お手元には、記憶喚起のために、皆様に御経験いただいた事件の資料をお配りしておりますが、それらを先程御覧いただいたかと思えますので、検察官と弁護士の法廷での活動はどうだったかということについて、一言ずつお話しただければと思えます。

**裁判員経験者 5**：被告人の御主人に対する検察官の尋問が印象に残っています。

あのような口調はどうかと感じたのですが、検察側ということで、そのような口調になるのかなと思えました。

**司会者**：被告人の御主人が証人として出られて、御主人に対する検察官の質問の仕方が厳しかったという印象があるということですね。

**裁判員経験者 5**：はい、そうです。

**裁判員経験者 3**：公判1日目と2日目は、争点は何であるかを理解するのが難しいところがありました。お酒の影響で責任能力があるかどうかの問題になった事件だったのですが、弁護人の意見というのが、徐々に途中から弱く感じたというか、言葉に責任が薄れてきたと言うと少し語弊があるかもしれませんが、

強さがなくなってきたと感じました。裁判では公平に判断しなければならないと分かっていますが、強い口調で言われる方が有利に感じる部分もありました。でも、弁護人は間違っただけの内容を言っているわけではなく、被告人を一生懸命に弁護されていました。

**司会者：**裁判員経験者3の方が担当したのは、お酒の影響で責任能力があるかどうかという事件であり、人が一人亡くなっているということで、なかなか追及の仕方が難しい事件であったのかもしれませんが。特に弁護士の立場から難しい事件だったのかなというお話であったかと思います。

今、裁判員経験者3の方や5の方のお話の中で出てきましたけれども、何か検察官や弁護士から質問などございますか。

**鈴木弁護士：**裁判員経験者3の方にお伺いしたいのですが、言葉に責任が薄れてきたと言うと語弊があるかもしれないが、弱く感じたというお話がありました。それは口調が弱くなったということですか。それともアピール力が弱く感じてきたということでしょうか。形式的なことなのか、内容的な部分なのかということですか。

**裁判員経験者3：**お二人の弁護人のうち、一人の口調が弱く、声も小さくなり、聞き取りづらくなりました。内容的な部分については問題ありませんでした。

**鈴木弁護士：**一人の弁護士が、少し自信がないような感じに見えた、聞こえたということでしょうか。

**裁判員経験者3：**そうです。そのように感じました。

**鈴木弁護士：**それはどの場面でしょうか。弁論の場面でしょうか。それとも責任能力についておそらく鑑定人が出てきていると思いますが、その尋問の場面でしょうか。

**裁判員経験者3：**弁論の場面です。

**裁判員経験者2：**傷害致死事件を担当しましたが、致命傷を与えた原因について、検察側は証拠に基づき、素人にも分かりやすく説明していましたが、弁護人の主張が分かりにくかったです。この事件は、頭を踵で蹴り、アスファルト

に当たって致命傷になったという事件ですが、被告人と弁護人の説明を聞いてもイメージできませんでした。周りを見渡しても、最後まで納得したという感じの顔をしている人はいなかったと思います。

**司会者**：被告人が話している内容では、なぜそれで被害者の方が亡くなったかということが少し分かりにくかったという趣旨ですか。

**裁判員経験者 2**：そうですね。弁護人の主張が、踵で怪我をしないように安全に蹴り上げてアスファルトに打ったというもので、それがイメージできなかったです。おそらく偶然当たってしまったということと言いたかったと思いますが、踵で安全にというのがどういう蹴り方なのかということが分からなかったです。

**司会者**：そうしますと、これは弁護士の立場からまたお話があるのかもしれませんが、被告人がそういう説明をしていることを踏まえての弁護士の活動ということになるので、どちらかと言うと、被告人の言っていることが、少し理解が難しいような説明だったという感じでしょうか。

**裁判員経験者 2**：はい、そうです。

**裁判員経験者 1**：私が担当したのは性犯罪の事件でしたが、検察側の主張は、被告人がいつ、どのように及んだかという形で、非常に分かりやすかったです。

ただ、検察側の方は、性犯罪というのは再犯の可能性が極めて高いということで、被告人も再犯者ですが、弁護士は、病院で治療を受けることによって、再犯の可能性は非常に低いというのを弁論で主張していたのです。しかし、それに対して、検察側もいろいろ主張があり、結局、検察側の主張と弁護人の主張は、折り合いがつかなかったと思いました。

**司会者**：性犯罪の再犯可能性ということについても、検察官と弁護人が全く反対の主張をしていて、どのように理解したらいいのか、いろいろ議論をされたということですね。

検察官や弁護人の立場から、それぞれ分かりやすい主張・立証について心掛けていることがあると思いますので、その話をしていただければと思います。

まず、検察官の立場から、特にどういった点について注意していますか。

**田村検察官**：初日の冒頭陳述後、検察官の書証の朗読というのがありますが、それがどの事件もかなりのボリュームなので、裁判員に見ていただく書証の量を適切なものにすること、また、その一つ一つの内容も、裁判員にモニターを見ていただきながら、朗読を聞いてもらって、その説明が理解できるような内容になっているか、その点を意識しています。ただ、今回参加された裁判員経験者の、4つの事件の審理予定表を見ると、やはり朗読の時間が60分以上かかっており、一番最初にこの朗読があるので、これで既に疲れたということになるのではないかと思います。今後は、更に内容について厳選していきたいと思っています。

**鈴木弁護士**：弁護士にはいろいろな弁護士がいますので、あくまで私の個人的な見解ということになります。私の場合は、まず、一番基本的なことは、私の話が判断者である方々にきちんと声として通ることです。これがまず基本であるので、できるだけ短い文章を話すようにしています。それにより、理解しやすくなるような弁論を心掛けています。尋問についても、同じです。できる限り質問時間は少なく、ポイントを押さえた尋問をしようと心掛けています。結果が伴っているかどうかはまた別物ですが、心掛けとしてはそういうことを意識しています。

**司会者**：裁判員経験者2の方の話では、弁護士というよりは、被告人の説明に問題があるのかもしれませんが。その辺りについて、弁護士としての捉え方などについて、何か話していただけますか。

**鈴木弁護士**：まず、弁護人というのがどういう立場なのかを理解していただきたいのですが、弁護人は被告人を弁護する立場にあります。弁護人が被告人の言っていることがおかしいと思っても、その内容を変えられるかということ、それはできないのです。弁護士でいる以上、「それは、あなた、間違っているでしょう。」とか、実際に体験して記憶している人に対して、「違う内容を話さない。」ということはいえないのです。

被告人がそのような行為をしたという記憶があるのなら、それをできる限り分かりやすく、そして理解してもらえるように伝えるのが私たちの務め、役割になります。

私には、具体的にどのように被告人が供述したのかが分かりませんが、一つ言えるのは、事実は小説より奇なりという言葉がありますので、裁判員が被告人の意見はおかしいと思われても、被告人は本当のことを言っていた可能性はあると思います。

それをどのように弁護人が分かりやすく伝えるのかというところを意識した場合、裁判員の方が聞いておかしいと思われるのでしたら、弁護人は、そこで「事実は小説より奇なりです」という言葉を入れたり、どうしてそのような蹴り方になったんですかという質問を一言入れてみたりするなどの工夫を私だったらするかもしれないなと思いました。

**司会者：**これまでの話の中で、責任能力というのはやはり難しいのかなという意見があったのですが、その実情について少しだけ話をさせていただければと思っています。

法廷での審理が始まる前に、公判前整理手続という形で、何がこの事件のポイントになるのかということについて、あらかじめ裁判官や検察官、弁護人との間で事件の争点を明らかにすることをしてしていますが、その上で、当該事件のポイントを確認しています。しかし、実際に法廷を開くと、先程の意見のようになるわけです。争点整理がうまくいってれば、検察官、弁護人の立証というのが、その争点や判断のポイントに向かって、それぞれなされており、かつ評議で何を判断したら良いのかというのが、法廷での証拠調べが終わったら分かるということになっているはずです。

ただ、実際は、いろいろな工夫をしているが、様々な事情から、本当にぴたっといくかどうかは、なかなか難しいです。裁判官の立場から、争点整理を進めるに当たって、どういった点について考えているかということをお話してください。

**白井裁判官**：特に責任能力については、我々法曹の方でも理解が難しいという内容ですので、これを一般の方々に参加していただく裁判員裁判でいかに分かりやすく判断できるかという点を、公判前整理手続の段階で考えているところです。

それで、責任能力以外にも、例えば、正当防衛とか、傷害致死事件の中の殺意の話とかがあります。殺意のあるものと傷害致死とでは、なぜ刑が違うのかということについて、我々法曹の人間がこれまで使ってきた言葉遣いというのが、やはり分かりにくいのではないかと思います。表現を一般の方にも分かりやすくすると、例えば責任能力については精神の障害があって、それによって犯罪を犯したとか、その精神障害に支配されて犯罪を犯したとか、そういう形で言葉を分かりやすくすることについて、現在取り組んでいるところです。当該事件に合った判断の対象というのを、裁判所、検察庁及び弁護士で話をして、枠組みを作っているところです。

**司会者**：今のお話ですが、責任能力を判断するといっても、漠然としすぎていて、この事件で問題になっている責任能力って、どこがポイントなのかを話すようにしています。

お酒に酔ってどういうところがポイントになってくるのか、どういう点に着目したら良いのかということについて、検察官や弁護士とあらかじめ話をし、それが分かるように立証を本番でしてくださいというような形で、その話合いは終わっています。

ただ、最終的な判断が難しいところなので、これからも工夫しなければならないというのは、今、白井裁判官から話してもらったところかなと思っています。

それでは、評議の話をお聞きします。具体的な評議の経過を明らかにするのは、評議の秘密からできませんが、感想を求めるのは大丈夫なので、全体的な雰囲気などについて話していただければと思っています。

法律上、裁判長は、評議において、裁判員に対して必要な法律に関する説明

を丁寧に行わなければいけないとか、あるいは評議を分かりやすいものとするために整理するとか、あるいは裁判員の方が発言する機会を十分に設けなさいとか、そういうものが配慮事項として規定されています。

実際に、裁判官と裁判員とが一体となって評議してみて、裁判官の活動について、どういう感想を持ったのか、このような点をもう少し工夫すれば、話をもっとしやすくなるとか、そういうことについて話していただければと思っています。

最終的には裁判官と裁判員とが一つのチームとして良い結論を導くための話し合いの場になるので、そういう観点からアドバイスをしていただければと思っています。

**裁判員経験者 1**：年齢も職業も違う人、そういう人が集まり、いきなり裁判の場で事件の内容を聞かされ、評議を進めていくことになるので、最初はやはり言葉が出にくいのですが、裁判官が丁寧に説明し、それについて理解し、その結果、言葉が出やすくなります。最初どうしてもぎこちないのですが、評議を進めていくうちに、裁判官にどんどんフォローしてもらうので、結構意見が出やすくなり、意見が出る感じになったと思います。ですから、非常に進行としてはやりやすかったという印象を私は持っています。

**裁判員経験者 2**：初日は、被害者の家族の話で、裁判員はみんな、少し落ち込んでいるという空気があったのですが、裁判官がすごく気配りのできる方が多く、実際、優しく説明してくれたので、個人的にはすごくやりやすかったと思いました。想像よりは、すごく良かったと思います。

**司会者**：職場での会議などとの差を感じられましたか。

**裁判員経験者 2**：職場では、もっと私は話し合いをしたいとの意見を持っているので、どちらかと言うと裁判官と一緒に仕事をしたいと思いました。

**司会者**：それは、結構とことんまで議論をしたということですか。

**裁判員経験者 2**：そうです。普通の会社では、日本人は余り意見を言わない方が多いので、きちんと話し合いができるようにしてくれたのが良かったと思いま



す。

**裁判員経験者 3**：私たちのグループは、お酒のことが議論になることが多かったです。私は余りお酒が飲めないなので、お酒を飲み過ぎたという経験がありません。しかし、グループの中に、お酒に強い方がおられて、その方の意見も聞きました。裁判官から様々なアドバイスをしてもらいながら議論を進めたので、最初は分からなかったことについて、意外とそれなりの答えが出てくるようになりました。

もし全員がお酒を飲めなかったら、話がそれ以上進まなかったと思います。チームで話し合っていく中で、やはりこんな形になるよねとか、弁護人が法廷で、我々に見せたDVDでは、被告人を飲酒した直後に取調べしている映像が出てきました。それを約40分強ぐらい見させてもらいましたが、そのような状態は確かに世間では見ますが、自分がそのようになったわけではなく分かりませんでした。それを見て、様々な発言があり、最終的にみんながどのように思っているのかについて、裁判官が、裁判員それぞれが思っている罪の重さなどのばらつきを見ながら、六法全書などを示して議論に関わるところだけを説明してくれました。そのようなまとめ方をしていたことは、良いことと思えました。

もし裁判官の説明がなければ、多分ばらばらというか、分からない人は分からないなりに、分かっている人はそれなりにという答えにしかならなかったと思います。

**司会者**：今のお話では、飲酒状態での責任能力という話だったので、実際にお酒を飲む人と飲まない人では、そこは分かる、それは少し分からないという人により差がありますが、フリートークのような形で意見をそれぞれ出すことにより、その経験の差というものが、他の人の経験を聞くことによって埋まっていく、みんなで、ああ、そういうこともあるか、ここはこうなんじゃないかなみたいなことで話をすることができたというお話が一つと、あとは裁判官の関わり方としては、様々な意見が出る中で、結局、責任能力とか最終的な量刑とか

について、どのように関係していくのかということについて、意見を整理しながら、そこはこういうところとここに関係するのかどうかということの一つ一つ確認をしながら進めていくことがあって、最終的な議論のまとめにつながったというように理解させていただきました。

**裁判員経験者 4**：裁判官だけでなく弁護士や検察官の常識と、一般の社会の常識との間に、少しずれがあるように最初に感じました。

それから、裁判員制度の記事を見るようになって、私のずれが少し裁判官の方に近づいたと思いますが、それでもまだずれがあるような感じがします。どちらかが歩み寄るということが必要ではないかと思います。

やはりそれぞれの長い歴史があって、それぞれの考え方がありますが、できるだけ裁判官と一般の人間とのずれがないようになればいいと思っています。

**司会者**：裁判員 6 人、裁判官 3 人が一緒になって判断するという事は、それぞれの経験、バックグラウンドも違うので難しいことであるが、なるべく一体となって、常識にかなった判断ができるといいということを実際に経験されたと思われるということでしょうかね。

**裁判員経験者 5**：私のときは、裁判員自身の経験や年齢などもばらばらでしたが、裁判官がその人それぞれに合わせた質問をされていました。裁判員がよく理解できるように、きちんと答えていたので問題なかったです。

**司会者**：大変恐縮ですが、もしよければ、このようになっていると、より話がしやすいのではないかとということについて、何かアドバイスをもらえるでしょうか。

**裁判員経験者 2**：裁判官に関西弁の方がいらっしゃらなかったのも、打ち解けるのに、一、二時間くらいかかりました。絶対にお願ひというのはできないと思いますが、少し関西弁のつかみで軽く話していただければ、もっと打ち解けるのが早かったと思いました。

**司会者**：それぞれのキャラクターも様々あることと思いますので、心にとめておきたいと思います。

白井裁判官は何か評議の進行などで気を付けているところがあればお話をしてもらっていいですか。

**白井裁判官**：評議でもそうですし、評議の前の冒頭陳述が終わった後でも、必要な説明については裁判官がしています。裁判官は、説明する事柄と、皆さんと一緒に評議しなければいけない事柄というのをきちんと分けて、説明する事柄については、皆さんに、根本となる理念などを理解していただけるように、できるだけ分かりやすく説明するようにしています。

しかし、評議すべき事項については、なるべく誘導することにならないように、皆さんが自由な意見を思ったとおりに言えるように意見を述べるようにしています。

裁判官は、意見を述べるタイミングについても気を付けて、自分の意見は言うが、誘導や影響力が大きいような意見を言うことを控えつつ、皆さんと一緒に議論を深めていくことに気を付けて評議に臨んでいます。

**司会者**：裁判官が発言すると、そういうものなのかな、そういうふうに考えなければいけないのかなと、裁判員に無意識のうちにそのように受け取られてしまうと決して良くないので、そこは注意するようにしているということですね。

他方で、法律で決まっていることなどについてはしっかり説明をしなければいけないので、その点について曖昧なまま説明をすると、混乱のもとになるので、そこはきちんと分けるように心掛けていますというお話でした。

評議の雰囲気などについては、それぞれの裁判官の個性もありますが、なるべく早い時期に打ち解けてお話ができるように、これからも工夫はしていきたいと思っております。

最後の時間が徐々に近づいてまいりましたので、検察官と弁護士から、裁判員経験者1番から5番の方まで一言ずつ感想をいただく前提として、コメントをいただければと思います。

**田村検察官**：最後、評議のお話もありましたが、私たちは評議がどういうものか全く分からないので、皆さんが審理の様々な証拠、証人尋問、被告人質問など

を御覧になった後、どのようなことを考えているか気になります。皆さんの顔をじっとよく見ますが、もちろん無表情なので全く分かりません。皆さんから何か質問があるときに、疑問に持っておられることがよく分かります。補充で質問をしていただけると、そういうことをきちんと聞いておかなければいけなかったなとか、いろいろ考えるところがあります。私が直接担当した裁判では、裁判員は余り質問をされず、法廷で質問をされる方が少ないと思っていました。

公判をやっているだけでもよく思いますが、一日経った後に、あのとき、こんなことを聞いておけば良かったということがあります。裁判員の皆さんも、もしかしたらあの場ではすぐには聞けなくても、少し経って、評議の最中などに、これを聞き漏らしたとか、こんなことをもう少し聞いておけば良かったとか、いろいろと思われるのではないかと思うので、その点について経験があれば伺いたいです。

**鈴木弁護士**：私は、最初に申し上げたように、裁判員制度が始まる前から、刑事裁判に携わってきましたが、裁判員経験者4番の方から、裁判官の常識と、あるいは法曹界の常識と一般の常識とは少し違うというお話がありました。実際にはそうです。刑事裁判では、一般の社会からすれば非常に非常識なことを実は行っています。無罪推定の原則とは、一般の社会では普通に考えるとありません。うわさでこの人が怪しいということになれば、やはりみんなも怪しいと思うのが普通の社会です。しかし、刑事裁判は、冤罪が生まれるといけないので、実は一般の常識と全く逆にしてしまっています。冤罪が生じないように、非常識を前提に裁判をしているのが刑事裁判ではないかと思っております。

ただ、それが非常識なばかりに、私たちは無罪推定の原則とはどういうものなのかということを一生涯懸命お伝えしようとしています。無罪を争う事案であれば、この人は無罪であることをできるだけ分かってもらうように、言葉を多く話して説明してしまいます。しかし、言葉が多ければ多いほど、逆に分かりに

くくなる矛盾もありまして、私たち弁護人は非常に難しい立場にあるということとを前提として御理解いただけると有り難いと思います。

検察官は証拠の量が非常にたくさんあるので、それを分かりやすく整理して提示すれば、説明などが非常に分かりやすいものとなります。しかし、弁護人の場合には証拠も少なく、場合によっては被告人の供述しかないこともあります。それをいかに合理的に、説得的に理解していただくために、個々の弁護人がそれぞれの事案に応じて努力しているということを知っていただければ有り難いと思っております。検察官の資料は非常に色とりどりで分かりやすかったのに対し、弁護人の資料は白黒で分かりにくかったという話がありました。検察官はパブリッシャーという高価なソフトを使って資料を作成することが多いのに対し、弁護人は時間とお金がない中でパワーポイントだけで資料を作ることが多いですが、それでも弁護人は一生懸命頑張っているということをご理解いただければと思います。色が白黒だけだからということではなく、話の内容を聞いて判断していただければと思います。

**司会者**：最後に、今の検察官と弁護士からのお話も踏まえまして、感想やこれから裁判員を務める方へのアドバイスを、一言ずつお話しただければと思います。

**裁判員経験者 1**：検察官が先程言われたことに関してですが、証人尋問や被告人質問の場ですぐに質問するのは難しいというのが本音です。確かに、その場では質問しなくても、翌日になったら質問することが出てくることもあると思いますが、慣れない場での質問は出にくいというのが実情です。

裁判員等選任手続期日に呼ばれて抽選で選ばれましたが、やりたい人と全くやりたくない人がいると思います。そのような意見を取り入れてほしいです。例えば、裁判員になりたい人だけで選任手続を進めるなど、意見として上げさせていただければと思います。

**裁判員経験者 2**：先程の検察官の質問についてですが、やはり初めて経験する事件の公判ですので、法廷で冷静に頭の中で全て処理して質問するのは少し不可

能に近いと思いました。

裁判員として参加することについてですが、職場に参加したいという方がいましたが、その方は、参加したいことを上司にどのように説明したらいいかわからないと言っていたので、会社への説明がもっと上手にできればと思いました。

最後に、私の事件はそれほど精神的に大変だったというわけではありませんが、もう少し日当が欲しいと思いました。

**司会者**：職場への説明についてですが、「裁判員候補者の雇用主、上司の皆様へ」というタイトルの書面を、候補者に選ばれましたというお知らせのときに配布させていただいております。この書面は、実際に選ばれたらどのようなことになるのか、日程や休暇について説明するものです。この書面を上司や職場の方に見せて説明していただければと思います。

**裁判員経験者 3**：検察官の先程の質問についてですが、やはり質問するのは難しかったです。というのは、多くの様々な説明を聞くことに集中していたからです。証人尋問の際、私も含めて数人が質問しました。

裁判員として参加することについてですが、私の周りに裁判員経験者がいなかったため、裁判員について誰からも話を聞くことはできませんでした。会社に話したところ、理解を得られたため、裁判員に選任された後、会社を1週間休むこともスムーズにできました。裁判が終わった後、守秘義務を守りつつ、会社に報告しました。また、周りの人に裁判員裁判の雰囲気などについて話をすることにより、次に裁判員候補者になる人がいたら裁判員裁判に参加しやすいようにしました。

しかし、周りの人に聞いたところ、やはり参加したくないという人が多く、また、自分は当たらないと思っている人の方が多いです。

そのため、裁判員を経験したことをどのように伝えるかということが、今後の私の課題であると思います。裁判員を経験されていない方がたくさんおられますので、その方々が一人でも多く参加していただければと思います。

裁判員になってみて、良い経験をしたと思っています。

**司会者**：実際に裁判員を経験してみて、こんなふうだったとか、こんなやりがいがあったということについて、是非周りの方々にお伝えください。身近な方にいろいろ関心を持っておられる方がおられるかと思しますので、是非お話をいただければ大変有り難いと思います。

**裁判員経験者 4**：このような意見交換会が行われていることを、一般の人に伝えてもらえるのと有り難いと思います。ところで、今後もこのような意見交換会はありますか。

**司会者**：このような意見交換会ですが、全国各地の裁判所で行っています。今後も続けていくことになると思います。こういうことをやっているということについても、どんどんお話をしていきたいと思っています。これからも皆様の経験をお伝えしていきたいと思っています。

**裁判員経験者 5**：裁判員等選任手続期日においては、抽選ではなく、立候補制でも大丈夫ではないかと思いました。やはり来ることができない方は、事前に断っていると思いますので、今後、抽選ではない方法で選任することも考えていただければと思います。

**司会者**：マスコミの方からの御質問はございませんか。

(記者からの質問なし)

時間がきましたので、本日の意見交換会はこれで終了とさせていただきます。本日は忙しい中、時間をいただき、ありがとうございました。我々、検察官、弁護士及び裁判官として努力を重ねてまいりますので、今後とも御協力よろしく願いいたします。ありがとうございました。

以 上